

事務連絡  
平成17年2月17日

規制改革・民間開放推進会議  
エネルギー・運輸WG 担当官 殿

国土交通省

「資料等提出依頼について」に対する回答について

平成17年2月4日付け事務連絡「資料等提出依頼について」に対し、別紙のとおりご回答いたします。

また、御質問事項の内容については、これまでに自動車安全・環境を専門とする学識経験者、自動車ユーザー、自動車製作者などからなる「自動車の検査・点検整備に係る基礎調査検討会」の会議資料に基づき、当省より貴会議に対し御説明してきた事項の専門的かつ詳細な部分に関するものであり、また、質問の大半は、昨年(16年)10月26日に開催されたエネルギー運輸WGにおいて説明した内容に係わるものであることから、これまでの貴会議への説明資料及び当省ホームページに掲載されています検討会会議資料を合わせて十分に御覧いただくようお願いします。

なお、質問14については、今回の試算において車両不具合率の集計を行った際に部位別の不具合率を使用していないことから、現在、新たに当該データの作成作業を行っているところであり、作業が終了次第、ご回答いたします。

## 【別紙】

1. 不具合率の試算における「不具合」とは、道路運送車両の保安基準に「不適合」の場合のみ「不具合」としている。
2. 「継続検査の際の整備前自動車不具合状況調査」については、全国のデータの偏りを避けるため県別の保有台数比率により調査台数を決定し、それぞれの地域において協力が得られた指定整備工場において調査を実施した。  
また、指定整備工場に配付した調査依頼書、自動車検査員が調査に用いた帳票については別添1のとおり。また、調査結果を集計するために用いた帳票については、別添2を参照されたい。
3. 国の継続検査における保安基準に適合しない部位(再検箇所)の比率の推移は、別添3のとおり。  
ただし、国の検査場に持ち込まれた車両の大部分は認証整備工場等において既に整備が実施されたものであり、保安基準に適合しない部位の比率は、使用過程車における不具合発生部位の比率を直接表わしているとは考えられない。  
また、保安基準に適合しない部位の比率の推移に関して、車種別の集計を行っていない。
4. 車種別保有台数当たり事故件数及び死亡事故件数の推移は、交通統計((財)交通事故総合分析センター)によると別添4のとおり。なお、同統計には、車種別車齢別保有台数当たり事故件数の推移に関するデータはない。
5. 当該データはJAFの調査に基づくものであるが、JAFには車種別、車齢別出動件数に関する集計データがないことから、車種別又は車齢別の保有台数当たりのJAF出動件数の推移を示すことはできない。
6. 当該データはJAFの調査に基づくものであるが、JAFでは、バッテリー故障が発生した状況及びタイヤのパンクの原因に関する調査を行っていないことから、これらのデータを示すことはできない。
7. 自動車部品の耐久性能に関しては、各自動車メーカーに対し、「貴社の代表的生産モデルにおいて、平成5年から現在までの間に耐久性能の向上が図られた部品があるか、ある場合にはその変遷を教えてください」との質問を行い調査した。また、自動車メーカーからの回答書の写しについては、貴会議事務局に提出する。  
なお、自動車部品の耐久性能については、国土交通省の「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」において、(社)日本自動車工業会から、「過去10年間、メンテナンスに係わる各装置及び油脂液類・部品などの耐久性に大きな変化はない」とする資料が提出されたところである。(第4回及び第5回基礎調査検討会席上配付資料、平

成16年10月26日規制改革・民間開放推進会議エネルギー・運輸WG説明資料を参照)

8. 自動車部品の耐久性能に関し、各自動車メーカーは、車種毎、部品毎にその標準交換時期を定めている。なお、その交換時期は、一般的に使用された状況に応じて、当該部品の性能を維持し、安全や環境に影響を及ぼさないように定められているものであり、自動車メーカーがメンテナンスノートなどにおいて、自動車ユーザーに公表しているところである。

9. 諸外国の年間平均走行距離については、交通安全白書によると別添5のとおり。なお、車種別のデータは把握していない。

また、自動車部品の不具合は走行による劣化だけでなく、経年による劣化もあることから、我が国の走行距離が短いことをもって自動車の検査期間を延長できることにはならない。さらに、走行による劣化については、走行距離によるものと走行状態によるものがある。例えば、ブレーキ部品は走行距離よりもブレーキの作動回数に依存し劣化し、また、バッテリーは充放電の繰り返しにより劣化するなど、高速道路におけるスムーズな長距離走行よりも、都市内の渋滞時のように発進、停止を繰り返す走行が原因となって劣化が進むものもある。このため、走行環境、渋滞状況などが必ずしも同じでない欧米諸国と我が国の間で、年間走行距離だけの比較により検査期間の問題を論ずることは適当でないと考える。

10. 御質問の集計はこれまでに行っていないことから、不具合調査の73万台分のデータについて、2. の調査票に則った集計結果を電子情報化したものを別添2のとおり提出する。

11. 「「走行距離×車齢」毎の不具合率」の意味が不明であることから回答できない。

12. 自家用乗用車の走行劣化及び経年劣化による不具合率増分の求め方については、別添6のとおり。

13. 自家用乗用車については、4-2-2-2に延長した場合の試算を行ったが、その他の延長パターン、例えば3-3-3-3については、5年、7年、・・・と複数回の期間を延長することとなり、4-2-2-2に延長するよりも影響が大きくなること、また、欧米諸国において自家用乗用車の検査が3年毎に行われている国はないことから試算を行っていない。

15. 製品劣化曲線は、耐久消費財の製品寿命を推計する際に使用される代表的な曲線であることから、自家用乗用車の不具合発生率の推定に用いた。なお、製品劣化曲線 $F(t)$ は次式により表される。

$$F(t) = 1 - \exp(-(t^m / \alpha))$$

また、他の車種についても同様の方法により求めた。

16. 「不具合率と車両要因事故発生率との相関」の導き方については、別添7のとおり。また、「整備不良事故発生率及び路上故障発生率」については、(財)交通事故総合分析センターなどのデータによる。「車種別、車齢別の不具合発生率」については、国土交通省が収集した73万台の不具合調査結果による。

「また」書きについて、車齢1年目の不具合率を考慮しないで相関式を求めることは妥当でないと考えられることから推定を行っていない。

17. 不具合発生率(X; %)と整備不良(車両要因)事故発生率(Y; 百万台当りの事故発生件数)との相関式は以下のとおり。

自家用乗用車(普通・小型)	Y=	2.4267	X	+	49.2622
自家用乗用車(軽)	Y=	0.4443	X	+	51.1845
事業用乗用車	Y=	15.8186	X	-	375.8502
8トン以上自家用貨物車	Y=	4.7419	X	+	20.9506
8トン以上事業用貨物車	Y=	13.6273	X	-	260.0778
乗合車	Y=	4.2194	X	+	93.4486

なお、二輪車については、本年2月1日エネルギー運輸WGヒアリング資料p13の脚注のとおり、交通事故に関する影響の試算を行っていない。

また、自家用乗用車の1年、2年、4年など自動車検査のない年における不具合率については、第5回基礎調査検討会資料8-1に示した方法に基づき推計を行った。

18. 本質問は質問17の前半と同じであるため、質問17の回答を参照されたい。

# 点検・整備前車両の点検結果調査の実施要領

1. 調査対象車両と使用する調査票

車種 自家用・事業用の別	乗用車		貨物車		特種車		
	軽	小型普通	軽	小型・普通		ミキサー車	
				(車両総重量8t未満)	(車両総重量8t以上)	(車両総重量8t未満)	(車両総重量8t以上)
自家用	別表第6	別表第6	別表第6	別表第4	別表第3	別表第4	別表第3
事業用				別表第3	別表第3	別表第3	別表第3

2. 調査期間：平成15年11月15日～平成16年2月29日（3.5カ月間）

3. 提出期限：平成16年3月5日

なお、期限を過ぎた場合でも、必ず提出して下さい。

4. 提出先：自動車整備振興会又は運輸支局（検査部門又は整備課）の窓口へ提出して下さい。

5. 調査票の記入要領及び注意事項等

(1) 自動車の用途、車種等に応じた調査票を用いて、継続検査で入庫した車両の点検・整備前の状態を点検して下さい。

(2) 点検の結果、道路運送車両の保安基準（自動車検査業務等実施要領を含みます。）に不適合と判定した場合には「×」を、現在は適合しているが次回の定期点検時期までに適合しなくなる可能性が高いと判定した場合には「△」を記入して下さい。

なお、基準等に適合していると判定した場合には、判定欄には何も記入しないで下さい。

(3) 自動車製作者（メーカー）が定めている定期交換部品についても、点検時の部品の状態を判定し、不適合と判定した場合には「×」を、適合しなくなる可能性が高いと判定した場合には「△」を判定欄に記入して下さい。

(4) 下表に掲げる点検箇所の油漏れの状態は、次により判定して下さい。

にじむ：パッキン、ガスケット部分及びその周辺が湿っているもの。

たまる：油滴がたまっているが、滴下を認めないもの。

油滴が落ちる：油滴となって落下し、床面に油のあとが残るもの。

点検箇所	油漏れの状態		
	にじむ	たまる	油滴が落ちる
パワー・ステアリング装置	—	△	×
ショック・アブソーバ	—	△	×
トランスミッション	—	△	×
デファレンシャル	—	△	×
エンジン各部	—	△	×
ブレーキ装置	×	×	×
燃料装置	×	×	×

(5) 調査票記入後に、調査対象車両にない部位の点検項目の判定欄に「×」または「△」が記載されていないかどうか、再度確認して下さい。

（例）・前輪駆動車（FF車）→ プロペラシャフトの連結部の緩み

・オートマチック車 → クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間

・ディーゼル車 → 排出ガス（CO・HC）

(6) その他については、裏面を参照のうえ記入して下さい。

【例：乗用車（普通・小型・軽）・軽貨物車（自動車点検基準別表第6関係）の調査票】

このほかの車種の調査票についても、同様に記載して下さい。

車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

自動車検査証から転記して下さい。

初 度 登 録 年	年
種 別	1. 普通 2. 小型 3. 軽
用 途	1. 乗用 2. 貨物
車 名	1. トヨタ 2. ニッサン 3. ホンダ 4. マツダ 5. ニホンフォード 6. ユーノス 7. 三菱 8. いすゞ 9. スバル 10. スズキ 11. ダイハツ 12. キャデラック 13. ビュイック 14. ボンテアック 15. シボレー 16. フォード 17. クライスラー 18. フォルクスワーゲン 19. B M W 20. アウディ 21. メルセデスベンツ 22. オペル 23. ポルシェ 24. ローバー 25. ジャガー 26. ミニ 27. ボルボ 28. シトロエン 29. プジョー 30. ルノー 31. フィアット 32. ランチア 33. ホンダofアメリカ 34. トヨタTMM 35. 不明 36. その他（ ）
型 式	—
車 体 形 状	1. 箱型 2. ステーションワゴン 3. キャブオーバー 4. バン 5. ダンプ 6. その他（ ）
最 大 積 載 量	kg / kg
車 両 重 量	kg
車 両 総 重 量	kg / kg
累 計 走 行 距 離	拾万 万 千 百 拾 百 km
前回の定期点検の実施の有無	1. 年定期点検 (12ヶ月) 1. 有 2. 無

排出ガスの識別記号を必ず記入して下さい。

1.~5.の車体形状の該当するものがない場合は、必ず自動車検査証に記載されている車体形状を記載して下さい。

走行距離計の数字(100m単位の数字は書かないで下さい。)

定期点検整備記録簿等により点検の実施の有無を確認して記入して下さい。

点検項目及び点検結果等

判定の結果 < 不適合の場合.....× を判定欄に記入し、適合している場合は、適合しなくなる可能性が高かった場合.....△ 判定欄に何も記入しないで下さい。

※印のある点検項目に関し、点検を実施したか否かについて、実施した場合は「1.有」に、実施しなかった場合は「2.無」に○を付けて下さい。

※印の点検項目に係わる点検の実施		1 有	2 無	判定		判定		判定			
点 検 項 目		判定		点 検 項 目		判定		点 検 項 目		判定	
かじ取り	ハンドル	操作具合	01	走行装置	ホイール	タイヤの空気圧 ※	26	原 動 機	冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	50
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み ※	02		タイヤの亀裂、損傷 ※	27	水漏れ			51	
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷 ※	03		タイヤの溝の深さ、異常摩耗 ※	28					
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	04		ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ※	29					

- ・制動装置の「ブレーキのきき具合」については、テストまたは感覚による点検結果のいずれも可とします。
- ・「テストによる判定」中、黒煙については、テストまたは視覚による点検結果のいずれでも可とします。
- ・「マフラの機能」については、聴覚による点検結果を記入して下さい。

事業用貨物自動車（軽・二輪を除く）  
 自家用貨物車（車両総重量 8 t 以上）  
 コンクリート・ミキサー車（車両総重量 8 t 以上）

平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査票（自動車点検基準別表第3関係）

国土交通省自動車交通局

指定番号	
------	--

1. 車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

初度登録年	年
種別	1. 普通 2. 小型
用途	1. 貨物 2. 特種
自家用・事業用等の別	1. 自家用 2. 事業用
車名	1. トヨタ 2. テツサシ 3. マツダ 4. 三菱 5. いすゞ 6. ユンタイザル 7. 日野 8. その他（ ）
型式	—
車体形状	1. 箱形 2. キャブオーバ 3. バン 4. ダンプ 5. ボンネット 6. コンクリート・ミキサー 7. トレーラー 8. その他（ ）
最大積載量	kg / kg
車両重量	kg
車両総重量	kg / kg
累計走行距離	拾万 万 千 百 拾 百 km
前回の定期点検の実施の有無	3ヶ月定期点検 有 2. 無

2. 装置の概要（この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。）

ブレーキ装置の種類	前輪	1. ドラム 2. ディスク	駆動方式	1. F.R. 2. F.F.
	後輪	1. ドラム 2. ディスク		3. R.R. 4. 4.W.D. (総輪駆動)
パワーステアリング装置	1. 有 2. 無	トランスミッションの種類	1. A/T 2. M/T	

2輪駆動と切替方式のものも含まれます

3. 点検項目及び点検結果等

※印の点検項目に係わる点検の実施 1. 有 2. 無

判定の結果 < 不適合の場合.....× を判定欄に記入し、適合している場合は、適合しなくなる可能性が高かった場合.....△ 判定欄に何も記入しないで下さい。

点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定		
かじ取り装置	ハンドル 操作具合	001	制動装置	ブレーキ・ペダル 遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	011	制動装置	ブレーキ・チャンバ ロッドのストローク	020		
	ギヤ・ボックス	油漏れ		002	ブレーキのきき具合		012	機能	021	
		取付けの緩み		003	駐車ブレーキ機構		引きしろ	013	機能	022
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷 ※		004			ブレーキのきき具合	014		
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		005	ホースパイプ		015	倍力装置	機能（油密、気密、チェックバルブ及びリリーバルブの機能）	023
	ナックル	連結部のがた ※		006	リザーバタンク		016		エア・クリーナの詰まり	024
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み、損傷		008	マスタシリンダ		017		ブレーキ・カム	025
		油漏れ、油量 ※		009	ホイールシリンダ		018			
		取付けの緩み		010	ディスク・キャリバ		019			

(裏面に続く)

点 検 項 目			判定	点 検 項 目			判定	点 検 項 目			判定		
制 動 装 置	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	026	動 力 伝 達 装 置	トランスミッション	油漏れ, 油量 ※	057	排 出 ガ ス 発 散 防 止 装 置 等	一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み, 損傷	085		
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ※	027		トランスファ	油漏れ, 油量 ※	058			二次空気供給装置の機能	086		
		ドラムの摩耗, 損傷	028		プロペラ・シャフト	連結部の緩み ※	059			排気ガス再循環装置の機能	087		
	バック・プレート	バック・プレートの状態	029		継手部のがた (スプライン部, ユニバーサル・ジョイント部のがた)		060			減速時排気ガス減少装置の機能	088		
		ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間 ※		030	センタ・ベアリングのがた				061	配管の損傷, 取付状態	089	
			パッドの摩耗 ※		031	ドライブ・シャフト	連結部の緩み ※			062	警音器	作用	093
	ディスクの摩耗, 損傷	032			自在継手部のダストブーツの亀裂, 損傷		063			窓ふき器	作用	094	
	センター・ブレーキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み	033			継手部のがた (スプライン部, ユニバーサル・ジョイント部のがた)				064	洗浄液噴射装置	作用	095
		ドラムとライニングとのすき間	034			センタ・ベアリングのがた				065	デフロスタ施設装置	作用	096
		ライニングの摩耗	035			デファレンシャル	油漏れ, 油量 ※	066	騒音防止装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み, 損傷 ※	097	
	ドラムの摩耗, 損傷	036								マフラの機能	098		
	二重安全ブレーキ機構	機能	037										
	走 行 装 置	ホイール	タイヤの空気圧 ※		038	電 気 装 置	点火装置	点火プラグの状態 ※	067	車 体	車枠・車体	非常口の扉の機能	099
タイヤの亀裂, 損傷 ※			039		点火時期 ※			068	緩み, 損傷			100	
タイヤの溝の深さ, 異常な摩耗 ※			040		ディストリビュータのキャップの状態			069	連結装置			カブラの機能, 損傷	101
ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み			041	バッテリ	ターミナル部の接続状態		070		キングピンの亀裂, 損傷		102		
リム, サイド・リング及びホイール・ディスクの損傷			042		電気配線		接続部の緩み, 損傷	071			ピントル・フック及びビルネット・アイの損傷	103	
フロント・ホイール・ベアリングのがた ※			043		本 体		低速, 加速の状態	072	乗 車 装 置		座席	座席ベルトの状態	104
リア・ホイール・ベアリングのがた			044					排気の状態			073	開扉発車防止装置	機能
緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	045	原 動 機	エア・クリーナ・エレメントの状態 ※	エア・クリーナ・エレメントの状態 ※	074	そ の 他	シャシ各部の給油脂状態		106		
		取付部, 連結部の緩み, がた, 損傷	046				シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付状態		075	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	107	
	コイル・サスペンション	スプリングの損傷	047			潤滑装置	油漏れ		076		コンプレッサ・プレッシャ・レギュレータ及びアンロータ・バルブの状態	108	
		取付部, 連結部の緩み, がた, 損傷	048		燃料装置	燃料漏れ	077						
	エア・サスペンション	エア漏れ	049		冷 却 装 置	ファン・ベルトの緩み, 損傷			078	◎テスタによる判定			
		ベロースの損傷 ※	050						水漏れ				079
		取付部, 連結部の緩み, 損傷 ※	051		排 出 ガ ス 発 散 防 止 装 置 等	ブローバイ・ガス還元装置	メーターリング・バルブの状態		080				
	レベリング・バルブの機能	052					配管の損傷		081				
ショック・アブソーバ	油漏れ, 損傷	053		燃料蒸発ガス排出抑制装置			配管等の損傷	082					
動 力 伝 達 装 置	クラッチ	ペダルの遊び, 切れたときの床板とのすき間	054		チャコール・キャニスタの詰まり, 損傷	083	排 出 ガ ス	CO	090				
		作用	055		チェック・バルブの機能	084		HC	091				
		液量	056					黒煙	092				



自家用貨物車（車両総重量 8 t 未満（軽は除く））  
 コンクリート・ミキサー車（車両総重量 8 t 未満）

平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査票（自動車点検基準別表第4関係）

国土交通省自動車交通局

指定番号	
------	--

1. 車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

初度登録年	年
種別	1 普通 2 小型
用途	1 貨物 2 特種
車名	1 トヨタ 2 ニッサン 3 ホンダ 4 マツダ 5 三菱 6 いすゞ 7 スズキ 8 スズキ 9 タイハツ 10 ニッサン 11 日野 12 不明 13 その他（ ）
型式	—
車体形状	1 箱形 2 キャブオーバーハング 3 バン 4 タンク 5 ホンネット 6 コンクリート・ミキサー 7 トレーラー 8 その他（ ）
最大積載量	kg / kg
車両重量	kg
車両総重量	kg / kg
累計走行距離	拾万 万 千 百 拾 百 km
前回の定期点検の実施の有無	6ヶ月定期点検 1 有 2 無

2. 装置の概要（この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。）

ブレーキ装置の種類	前輪	1 ドラム 2 ディスク	駆動方式	1 FR 2 FF
	後輪	1 ドラム 2 ディスク		3 RR 4 4WD(総輪駆動)
パワーステアリング装置	1 有 2 無	トランスミッションの種類	1 A/T 2 M/T	2輪駆動と切換方式のものも含まれます

（裏面に続く）

### 3. 点検項目及び点検結果等

点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定			
か じ 取 り 装 置	ハンドル	操作具合	01	走 行 装 置	ホ イ ール	タイヤの空気圧 ※	33	原 動 機	潤滑装置	油漏れ	64
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み	02			タイヤの亀裂、損傷 ※	34		燃料装置	燃料漏れ	65
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	03			タイヤの溝の深さ、異常な摩耗 ※	35		冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	66
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	04			ホイール・ナット及びホイール・ホルトの緩み	36			水漏れ	67
	ナックル	連結部のがた	05			フロント・ホイール・ベアリングのがた	37		排 出 ガ ス 発 散 防 止 装 置 等	フローバイ・ガス還元装置	メーターリング・バルブの状態
パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み、損傷	07	リヤ・ホイール・ベアリングのがた	38	燃料蒸発ガス排出抑制装置	配管の損傷	69				
	油漏れ、油量	08	緩 衝 装 置	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	39	配管等の損傷	70			
	取付けの緩み	09		コイル・サスペンション	取付部、連結部の緩み、がた、損傷	40	チャコール・キャニスタの詰まり、損傷	71			
ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	10	ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷	42	チェック・バルブの機能	72				
	ブレーキのきき具合	11	ク ラ ッ チ	ベダルの遊び、切れたときの床板とのすき間	43	一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷	73			
駐車ブレーキ機構	引きしろ	12		作用	44		二次空気供給装置の機能	74			
	ブレーキのきき具合	13		液量	45	排気ガス再循環装置の機能	75				
ホース及びパイプ	漏れ、損傷、取付状態	14	動 力 伝 達 装 置	トランスミッション	油漏れ、油量 ※	46	減速時排気ガス減少装置の機能	76			
リザーバ・タンク	液量	15		トランスファ	油漏れ、油量 ※	47	配管の損傷、取付状態	77			
マスタ・シリンダ	機能、摩耗、損傷	16	プ ロ ペ ラ ・ シャ フ ト	プロペラ・シャフト	連結部の緩み ※	48	保 安 装 置	警音器	作用	81	
ホイール・シリンダ	機能、摩耗、損傷	17		継手部のがた（スプライン部、ユニバーサル・ジョイント部のがた）	49	窓ふき器		作用	82		
ディスク・キャリパ	機能、摩耗、損傷	18	センタ・ベアリングのがた	50	洗浄液噴射装置	作用	83				
ブレーキ・バルブ・クイック・リリース・バルブ及びリリール・バルブ	機能	19	ドライブ・シャフト	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷	52	デフロスタ施錠装置	作用	84			
	倍力装置	エア・クリーナの詰まり	20	継手部のがた（スプライン部、ユニバーサル・ジョイント部のがた）	53	騒 音 防 止 装 置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み、損傷 ※	85		
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	22	油漏れ、油量 ※	55	車 枠 ・ 車 体		車枠・車体	緩み、損傷	87		
	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	23	点 火 装 置	点火プラグの状態 ※		56		そ の 他	シャシ各部の給油脂状態	88	
	ドラムの摩耗、損傷	24	デフアレンシヤル	点火時期	57	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		89		
ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	25	電気装置	ディストリビュータのキャップの状態	58	◎テストによる判定	排 出 ガ ス	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの状態	90		
	パッドの摩耗	26	バッテリ	ターミナル部の接続状態	59			サイド・スリップ	06		
	ディスクの摩耗、損傷	27	電気配線	接続部の緩み、損傷	60	排 出 ガ ス	CO	78			
センター・ブレーキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み	28	原 動 機	本体	低速、加速の状態		61	HC	79		
	ドラムとライニングとのすき間	29		排気の状態	62		黒煙	80			
ライニングの摩耗	30	二重安全ブレーキ機構	機能	32	エア・クリーナ・エレメントの状態 ※	63					
ドラムの摩耗、損傷	31										

判定の結果  $\times$  不適合の場合.....  $\Delta$  適合しなくなる可能性が高かった場合.....  $\square$  を判定欄に記入し、適合している場合は、判定欄に何も記入しないで下さい。

※印の点検項目に係わる点検の実施  有  2  無



平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査表（自動車点検基準別表第5関係）

国土交通省自動車交通局

指定番号 [ ]

1. 車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

Table with fields: 初度検査年, 車名, 型式, 累計走行距離, 前回の定期点検の実施の有無

2. 点検項目及び点検結果等

判定の結果 < 不適合の場合.....× > を判定欄に記入し、適合している場合は、< 適合しなくなる可能性が高かった場合.....△ > 判定欄に何も記入しないで下さい。

Main inspection table with columns: 点検項目, 判定, 点検項目, 判定, 点検項目, 判定. Includes sub-sections for 原機 and 電気装置.

◎テストによる判定

Table for test results: 点検項目, 判定. Rows for CO and HC emissions.

平成15年度

自家用乗用車及び軽自動車の点検・整備前車両の点検結果調査票  
(自動車点検基準別表第6関係)

国土交通省自動車交通局

指定番号	—
------	---

1. 車両概要 (空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。)

初 度 登 録 年	年
種 別	1. 普通 2. 小型 3. 軽
用 途	1. 乗用 2. 貨物
車 名	1. トヨタ 2. ミツバシ 3. ホンダ 4. マツダ 5. ニホンフォード 6. ユーノス 7. フォルクスワーゲン 8. いすゞ 9. スバル 10. スズキ 11. タイハツ 12. キャデラック 13. ビュイック 14. ホンデアック 15. シボレー 16. フォード 17. クライスラー 18. フォルクスワーゲン 19. B.M.W. 20. アウディ 21. アルセテスバン 22. オペル 23. ボルシェ 24. ローバー 25. シヤカー 26. ミニ 27. ホルホ 28. シトロエン 29. プジョー 30. ルノー 31. ワリアット 32. ランチア 33. ホダカアメリカ 34. トヨタTMM 35. 不明 36. その他( )
型 式	—
車 体 形 状	1. 箱型 2. ステーションワゴン 3. キャブオーバー 4. バン 5. ダンプ 6. その他( )
最 大 積 載 量	kg / kg
車 両 重 量	kg
車 両 総 重 量	kg / kg
累 計 走 行 距 離	拾万 万 千 百 拾 毫 km
前回の定期点検の実施の有無	1. 年定期点検 (12ヶ月) 2. 有 3. 無

2. 装置の概要 (この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。)

ブレーキ装置の種類	前 輪	1. ドラム 2. ディスク	駆 動 方 式	1. FR 2. FF
	後 輪	1. ドラム 2. ディスク		3. RR 4. 4WD
パワーステアリング装置	1. 有 2. 無	トランスミッションの種類	1. A/T 2. M/T	

2輪駆動と切換方式のものも含まれます。

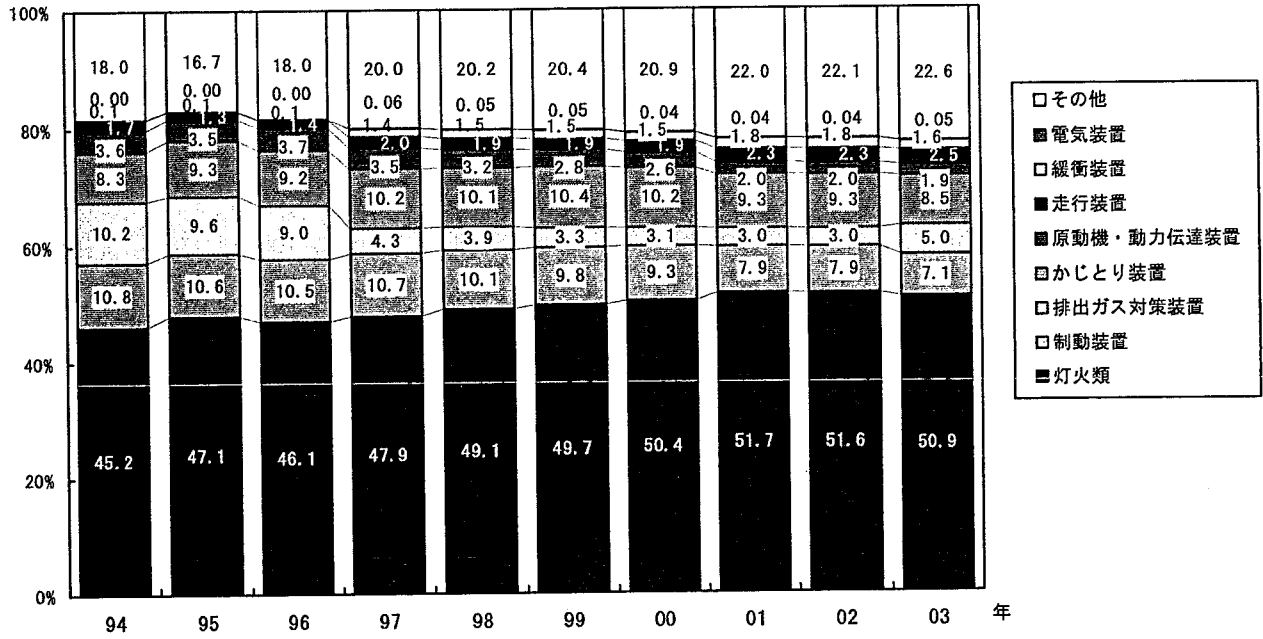
### 3. 点検項目及び点検結果等

判定の結果 < 不適合の場合.....× > を判定欄に記入し、適合している場合は、  
< 適合しなくなる可能性が高かった場合.....△ > 判定欄に何も記入しないで下さい。

※印の点検項目に係わる点検の実施		1. 有	2. 無	点 検 項 目		判定	点 検 項 目		判定	点 検 項 目		判定			
か じ 取 り 装 置	ハンドル	操作具合		01	走 行 装 置	ホ イ ール	タイヤの空気圧 ※	26	原 動 機	冷 却 装 置	ファン・ベルトの緩み, 損傷	50			
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み ※	02	タイヤの亀裂, 損傷 ※			27	水漏れ			51				
	ロッド, アーム類	緩み, がた, 損傷 ※	03	タイヤの溝の深さ, 異常摩耗 ※			28	フ ロー・バ イ・カ ス 通 元 装 置			メーターリング・バルブの状態	52			
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂, 損傷	04	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み ※			29				配管の損傷	53			
	パワーステアリング装置	ベルトの緩み, 損傷	06	フロント・ホイール・ベアリングのがた ※			30	燃 料 蒸 発 ガ ス 排 出 抑 止 装 置			配管等の損傷	54			
		油漏れ, 油量	07	リヤ・ホイール・ベアリングのがた ※			31				チャコール・キャニスタの詰まり, 損傷	55			
		取付けの緩み ※	08	緩み, がた, 損傷			32				チェック・バルブの機能	56			
	制 動 装 置	ブレーキ・ペダル	遊び, 踏み込んだときの床板とのすき間				09	緩 衝 装 置			取付部及び連結部	33	排 出 ガ ス 発 散 防 止 装 置 等	一 酸 化 炭 素 等 発 散 防 止 装 置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み, 損傷
ブレーキのきき具合			10	ショック・アブソーバ	油漏れ, 損傷	34	二次空気供給装置の機能		58						
駐車ブレーキ機構		引きしろ	11	クラッチ	ペダルの遊び, 切れたときの床板とのすき間	34	排気ガス再循環装置の機能	59							
		ブレーキのきき具合	12	トランスミッション	油漏れ, 油量 ※	35	減速時排気ガス減少装置の機能	60							
ホース及びパイプ		漏れ, 損傷, 取付状態	13	トランスファ	油漏れ, 油量 ※	36	配管の損傷, 取付状態	61							
マスタ・シリンダ		機能, 摩耗, 損傷	14	プロベラ・シャフト	連結部の緩み ※	37	醫 学 防 止 装 置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み, 損傷 ※	65					
		液漏れ	15	ドライブ・シャフト	連結部の緩み ※	38			マフラの機能	66					
ホイール・シリンダ		機能, 摩耗, 損傷	16	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂, 損傷	39	電 気 装 置	点火装置	点火プラグの状態 ※	41	車 枠 ・ 車 体	車 枠 ・ 車 体	緩み, 損傷			67
		液漏れ	17	デフアレンシャル	油漏れ, 油量 ※		40	点火時期	42						
ディスク・キャリパ		機能, 摩耗, 損傷	18	点 火 装 置	点火プラグの状態 ※	41	ディストリビュータのキャップの状態	43	◎テストによる判定	点 検 項 目		判定			
		液漏れ	19	バッテリ	ターミナル部の接続状態	44	電気配線	接続部の緩み, 損傷		45	サイド・スリップ※	05			
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		ドラムとライニングとのすき間 ※	20	本 体	エア・クリーナ・エレメントの状態 ※	46	原 動 機	潤滑装置	油漏れ	48	排 出 ガ ス	CO			62
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ※	21		排気の状態	47						HC			63
		ドラムの摩耗, 損傷	22		燃料装置	燃料漏れ						49			黒煙
ブレーキ・ディスク及びパッド		ディスクとパッドとのすき間 ※	23	潤滑装置	燃料装置	燃料漏れ	49								
	パッドの摩耗 ※	24													
	ディスクの摩耗, 損傷	25													

別添 3

国の継続検査における装置別再検査箇所比率



資料：国土交通省「再検調査データ」

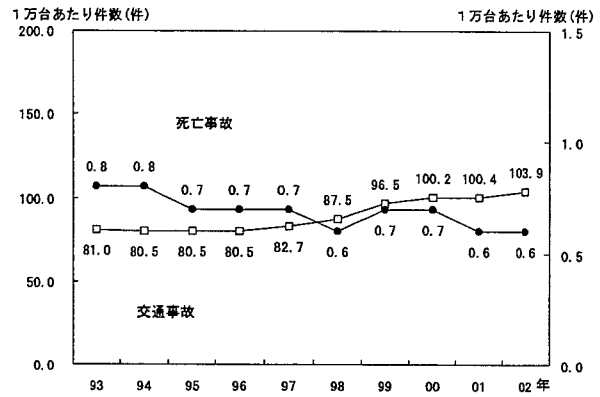
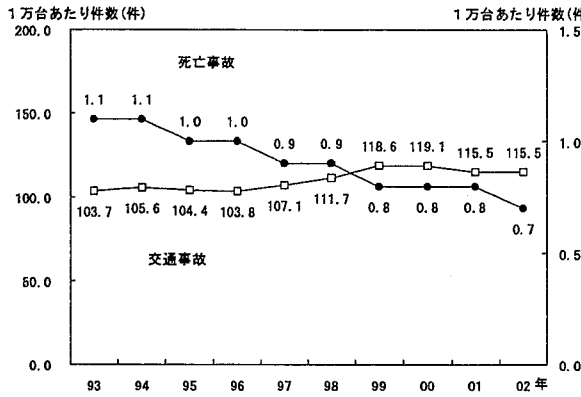
注 1：装置別再検査箇所／再検査箇所合計の比率で示す。

注 2：検査機器による再検査は、部位別に各装置に配分している。

車両保有台数 1万台あたり事故件数

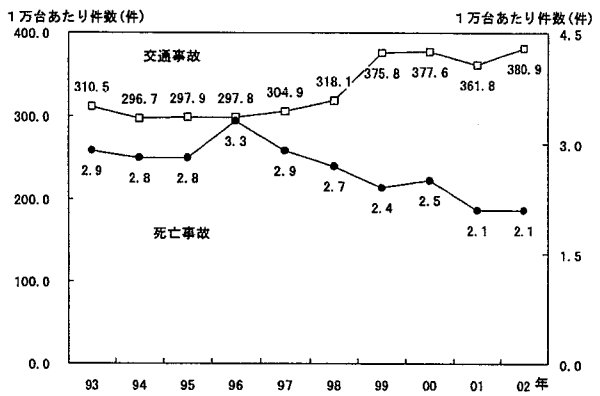
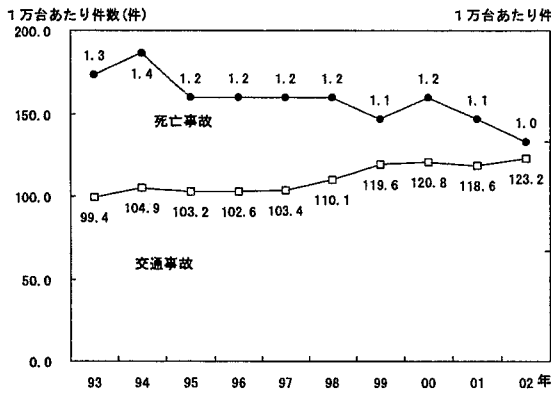
自家用普通乗用

自家用軽乗用



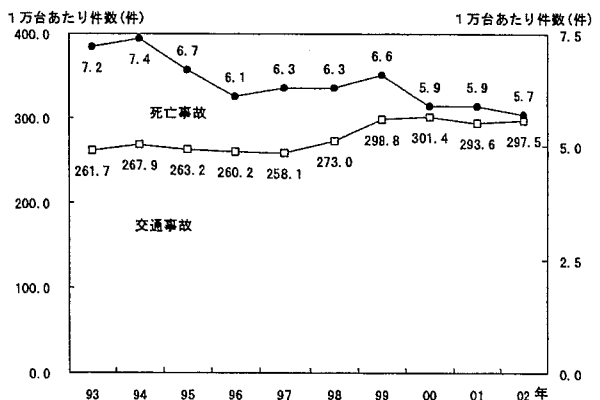
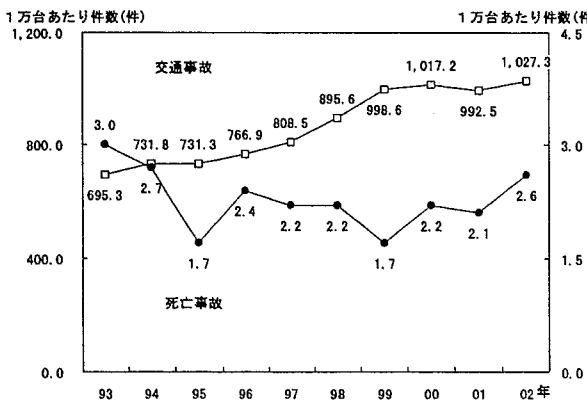
自家用貨物

事業用バス

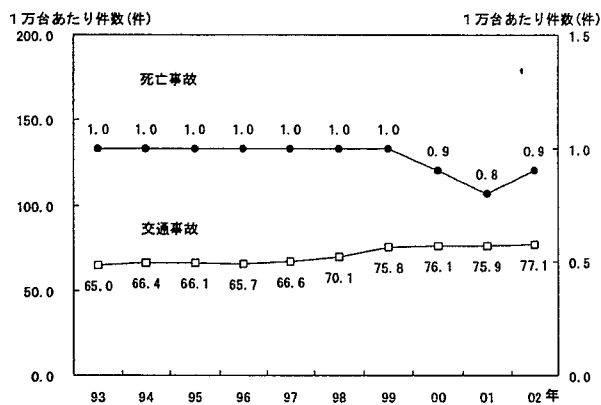


事業用乗用

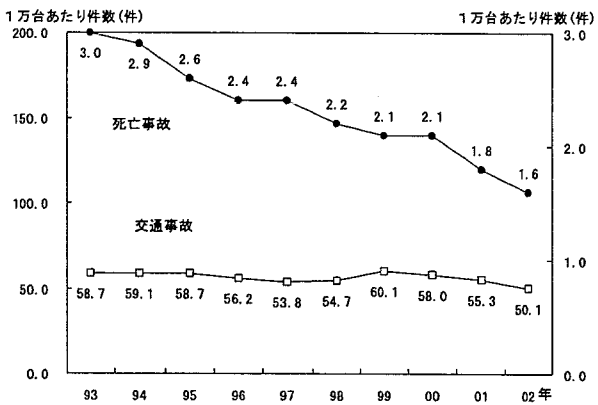
事業用貨物



### 軽貨物



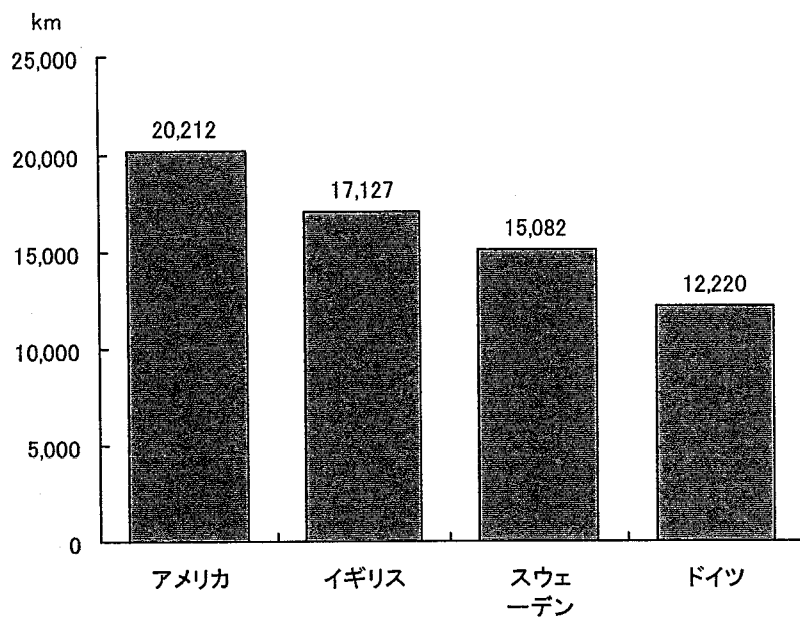
### 小型二輪



資料：交通事故総合分析センター「交通統計」



欧米諸国の走行距離（2002年）



資料：内閣府「交通安全白書」

注1：総走行キロ／保有台数

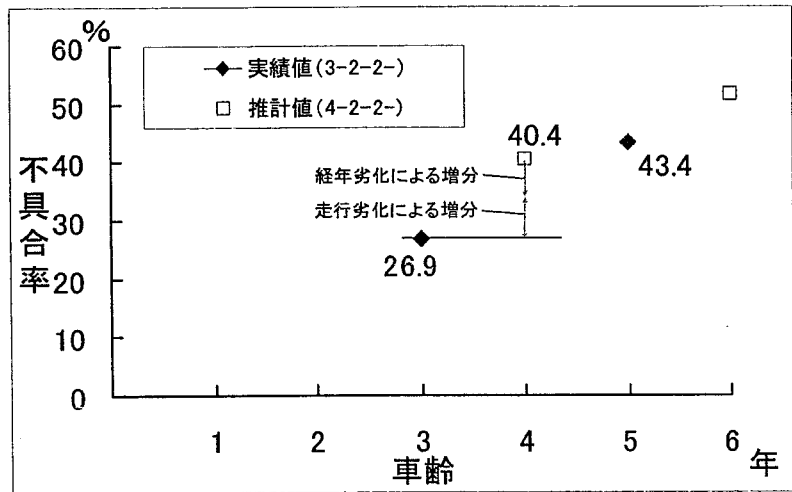
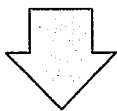
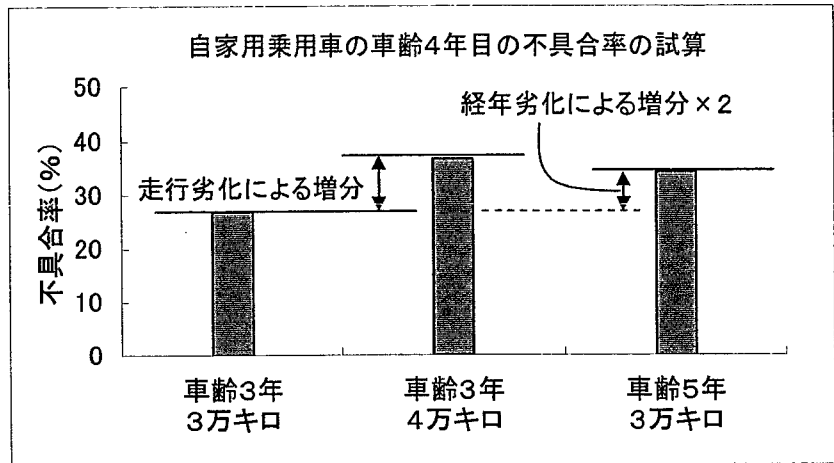
注2：アメリカの総走行キロ調査年次は2001年。

イギリスの総走行キロ調査年次は1997年、保有台数調査年次は2001年。

スウェーデンの総走行キロ調査年次は1998年。

## 自家用乗用車の初回の有効期間を延長した(3年→4年) 場合の不具合率の試算方法

車齢4年における不具合率  
 = 車齢3年における不具合率  
 + 走行劣化による増分 + 経年劣化による増分

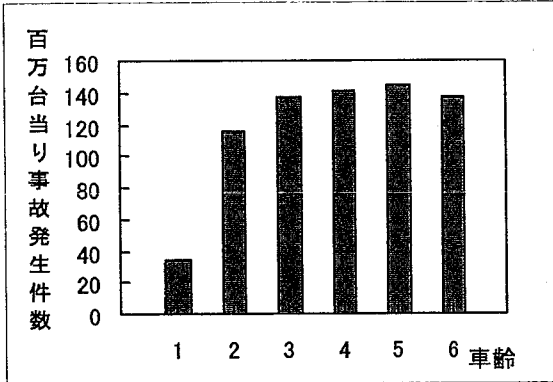


なお、自家用乗用車の走行劣化及び経年劣化による不具合発生率の増分については、普通・小型乗用車の増分と軽乗用車の増分をそれぞれ求め、調査台数の比率により加重平均し求めている。

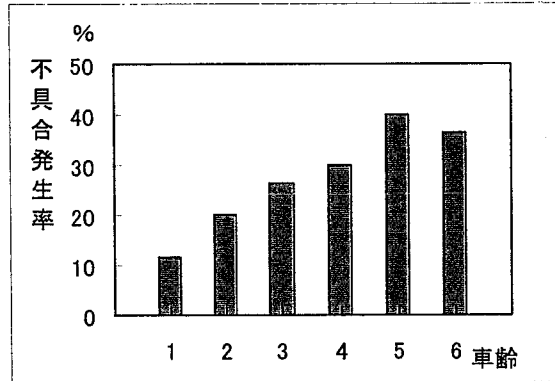
	3年目不具合率	走行劣化	経年劣化	走行+経年	4年目不具合率
普通・小型	26.5	10.1	3.0	13.1	39.6
軽	29.0	8.5	6.5	15.0	44.0
合計	26.9	9.8	3.7	13.5	40.4

## 自家用乗用車の不具合発生率と車両要因事故発生率との相関の求め方

車齢別の車両要因事故発生率



車齢別の不具合発生率



全人身事故のうち、自家用乗用車が第1当事者であって事故の原因が整備不良とされた交通事故(車両要因事故)について、車齢別の車両要因事故発生率(車齢別の保有台数に対する整備不良事故件数の比率) Yと、車齢別の不具合発生率 X との相関関係を最小自乗法により求める。

自家用乗用車(普通・小型)の不具合発生率と車両要因事故発生率との相関

